

福江空港照明施設維持管理共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福江空港管理事務所が発注する福江空港照明施設維持管理業務委託の契約方式に当たり、共同企業体の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の運営形態)

第2条 共同企業体の運営形態は、あらかじめ定めた出資比率に応じて各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同施工する方式(甲型)によるものとする。

(共同企業体の権利及び義務)

第3条 運営形態が甲型の共同企業体における一切の権利及び義務は、すべての構成員に属する。

(共同企業体の構成員数)

第4条 共同企業体の構成員数は、8者以内とする。

(構成員の要件と組合せ等)

第5条 共同企業体は、次の各号のいずれかに該当する者をその構成員に含めないこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者。
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者。
- (5) 告示の日の前日において、1年以上の営業実績を有しない者。
- (6) 告示の日から落札決定までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者。
- (7) 告示の日から落札決定の日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者。

2 参加資格審査申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、共同企業体のすべての構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく、電気工事業に係る建設業の許可を有していること。

3 参加資格審査申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、共同企業

体のすべての構成員は、長崎県内に営業所を有していること（営業所とは、本店又は支店若しくは請負契約の見積、入札、契約の締結を行う事務所を示す。）。

4 令和7年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格名簿(格付表)に登載されている者で、電気工事業の格付け等級がCランク以上であること。

(出資比率等)

第6条 共同企業体の出資比率は、すべての構成員の出資比率が均等割りの10分の6以上であること。

(代表者の選定とその出資比率)

第7条 代表者は、次の各号の要件を満たすこと。

(1) 令和7年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格名簿(格付表)において、電気工事業の格付け等級がAランクであること。

(2) 共同企業体の代表者にあつては、その出資比率が構成員中最大であること。

(共同企業体の結成方法)

第8条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(配置する技術者等)

第9条 配置する技術者等については、次の各号の要件を満たすこと。

(1) 本業務において、監督職員との連絡、調整、業務委託の指揮監督などを行う業務責任者を配置すること。

(2) 業務責任者については、1級電気工事施工管理技士又は第一種電気工事士の資格保有者であること。

(競争入札参加資格審査申請)

第10条 入札に参加しようとする共同企業体は、次の各号に掲げる書類を指定する日までに提出しなければならない。

(1) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書(企業体様式第1号)

(2) 誓約書(企業体様式第2号)

(3) 印鑑届(企業体様式第3号)

(4) 委任状(企業体様式第4号)

(5) 共同企業体協定書(甲型)(企業体様式第5号)

(6) 第5条第2項の工事の業種に対応する建設業法上の許可通知書の写し又は許可証明書の写し(申請時において有効なもの。すべての構成員について必要。)

(7) 業務責任者の免許証、免許証明書又は資格者証の写し

(8) その他、資格審査に必要と認める書類

2 1の企業が前項に規定する競争入札参加資格審査申請を行うことができる共同企業体の数は1とする。

(資格審査等)

第11条 知事は、前条の規定により資格審査の申請があった共同企業体について資格審査を行い、この要領の規定に基づく要件を満たしていると認められるときは、有資格共同企業体として認定する。

2 知事は、前項の規定による審査の結果を、参加資格審査結果通知書（企業体様式第6号）により代表者へ通知する。

(有効期間)

第12条 福江空港照明施設維持管理業務委託の契約の相手方となった共同企業体の有効期間は、当該業務の委託契約の履行後3か月を経過する日までとする。なお、当該業務につき担保責任がある場合には、当該期間満了後であっても各構成員は連帯してその責を負うものとする。

2 当該業務の契約の相手方とならなかった共同企業体は、当該業務に係る契約が締結された日をもって解散されたものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、五島振興局競争参加資格委員会において定める。

附則

この要領は、令和8年3月3日から施行する。